

平成27年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

平成27年9月18日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（15名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	広沢光政君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	財政課長	川口荘一君
市民生活課長	田村美砂君		

議事日程

第 1 第 6 4 号議案 平成 2 7 年度東大和市一般会計補正予算（第 4 号）

〔総務委員会審査報告 日程第 2～日程第 4〕

第 2 2 7 第 7 号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情

第 3 2 7 第 9 号陳情 安全保障関連 2 法案の廃案を求める意見書に関する陳情

第 4 2 7 第 1 0 号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第 5〕

第 5 第 6 3 号議案 市道路線の廃止について

〔決算特別委員会審査報告 日程第 6～日程第 1 1〕

第 6 第 4 6 号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 4 7 号議案 平成 2 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 4 8 号議案 平成 2 6 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 4 9 号議案 平成 2 6 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 0 第 5 0 号議案 平成 2 6 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 1 第 5 1 号議案 平成 2 6 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 1 2 議第 3 号議案 非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書

第 1 3 議第 4 号議案 地方財源の拡充に関する意見書

第 1 4 閉会中の特定事件調査について

第 1 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 5 まで

午前 9時49分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 9月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のほうから御報告がありましたとおり、去る9月15日、議会運営委員会が開催されましたので、ここで御報告を申し上げます。

定例会において、提出された議員提出議案が2件ございました。2件とも全議員が提出者となっております。1件目の非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書につきましては、議第3号議案として、2件目の地方財源の拡充に関する意見書につきましては、議第4号議案として審議することと確認をいたしました。また9月15日正午までに提出されました請願、陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第64号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第1 第64号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第64号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

国の地域住民生活等緊急支援のための交付金について、地方創生先行型の上乗せ交付が見込まれ、この上乗せ交付金を活用して実施します東大和市魅力発信事業費の計上や市民協働事業費の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320億8,247万7,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第13款の国庫支出金は1,000万円の増額で、地域活性化・地域住民生活等緊急支援

交付金（地方創生先行型）の計上であります。

第14款の都支出金は35万8,000円の増額で、スポーツ振興等事業費補助金の計上であります。

第17款の繰入金は241万9,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1,277万7,000円の増額で、東大和市魅力発信事業費の計上と企画業務費及び市民協働事業費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

5ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、13目地域住民生活等緊急支援のための交付金、2節地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は1,000万円であります。当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、本年の10月末までに策定する予定であります。上乗せ交付に係る国庫補助金の計上であります。

7ページをお開きください。

14款都支出金、2項都補助金、1目総務費都補助金、2節総務管理費補助金、スポーツ振興等事業費補助金は35万8,000円あります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、機運醸成等を図る事業に対し交付されます都補助金の計上であります。

9ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は241万9,000円の増額あります。一般会計補正予算（第4号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は1,277万7,000円の増額で、補正後の予算額は320億8,247万7,000円となるものであります。

11ページをお開きください。

次に、歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は1,277万7,000円の増額あります。

7目企画費は468万2,000円の増額あります。

1の企画業務費は71万7,000円の増額ありますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、機運醸成等を図るため、啓発品等の購入経費を計上するものであります。

9の東大和市魅力発信事業費は396万5,000円の計上ありますが、国の地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を活用し、市の魅力をPRするプロモーションビデオ制作委託料などを計上するものであります。

12目地域振興費、1の市民協働事業費は809万5,000円の増額あります。自治会の活性化等を図るため、国の地方創生先行型交付金の上乗せ交付分を活用し、地域コミュニティ創生事業企画運営業務委託料を計上し、そのほか事務費を増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は1,277万7,000円の増額で、補正後の予算額は320億8,247万7,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 12ページのところで、東大和市プロモーションビデオ制作委託料390万5,000円、計上されてますけれども、これ作成するのは非常にいいと思うんですが、この活用について、どのように活用していくのか伺います。

それから、同じく12ページの地域コミュニティ創生事業企画運營業務委託料ですけれども、800万円近い金額ですので、内容についてどういうものを考えているのか伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の11ページ、東大和市魅力発信事業費のプロモーションビデオの制作の活用方法についてでございます。こちらにつきましては、市の魅力を広く情報発信しまして、転入者をふやしたり、観光客をふやすというようなことを目的で作成するものでございます。一番は内外に発信するという事で、インターネット上に載せて、そして情報発信したいと思っております。また総務省のほうは、全国移住ナビというそういうサイトを今設けておりまして、全国の自治体がそこに動画を載せてるような流れになっておりますので、そこにも載せる形で御紹介をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○市民生活課長（田村美砂君） 市民協働事業費、地域コミュニティ創生事業企画運營業務委託料の内容についてでございます。現在予定しているものを御説明させていただきます。

まず1点目でございますが、市内の自治会、マンション管理組合の活動をしている姿を、CM映像として作成をしたいと思っております。CM映像といたしまして、15秒ほどでまとめたものと、それからロングバージョンとしてまとめたものを作成する予定でございます。活用といたしましては、市の庁舎の中、それから市民会館、保健センターなどにあるコミュニティビジョンを活用したり、それからインターネット上で発信する予定でございます。

続きまして、ロゴマーク等の啓発品の制作を予定しております。コミュニティー活動の促進となるような、イメージアップにつながるようなロゴマーク等の制作及びリーフレット等、コミュニティー活動の魅力の発信となるような、効果的な啓発品等を制作したいと思っております。

3点目といたしましては、イベント等の実施ということで、映像を活用しましたコミュニティー活動を紹介できるような、PRできるようなイベントを実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第64号議案 平成27年度東大和市一般会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第2 27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情

日程第3 27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情

日程第4 27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、日程第3 27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、日程第4 27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、以上、陳情3件を一括議題に供します。

以上、陳情3件につきまして、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、以上、陳情3件につきまして総務委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

これら3件の陳情審査は、平成27年9月9日に本委員会を開催し、委員間での自由討議により行われました。主な発言は次のとおりでございます。

1人の委員から、この陳情は6月議会において継続審査になっておりますが、その中で、横田基地へのオスプレイ配備については情報提供を求めること、一連のオスプレイの墜落事故の原因究明、公開を求めるという2点において、東大和市議会として、全会一致で意見書が上げられました。

ハワイでの墜落事故については、報道によるとアメリカの軍事専門誌において、自分で巻き上げた砂がエンジンに詰まり墜落したらしいと報道されており、着陸する際の規則変更などもあったと報道されていますが、事故原因に関しては、海兵隊からは正式な言及は一つもないというのが現状です。

事故後、原因究明が明らかにされないまま、MV-22オスプレイを日本中で飛ばしているのがアメリカの態度であり、安全性が確認されないまま、横田基地配備を認めるわけにはいかないというふうに考えます。皆さんの御意見を伺いたいと思います。

別の委員から、オスプレイの問題に関しては、多くの方が心配しているのは承知をしており、そういった市民の気持ちを理解した上で、前定例会において議員全会一致で、安全対策と迅速な情報提供、オスプレイの

事故等の原因についての報告をしてもらう趣旨の意見書を全会一致で上げており、議会としては当然の対応をしたと認識をしている。

一方で、今回の陳情につきましては、配備撤回を求める趣旨の陳情になっております。このことについては、前定例会の中で委員長のほうで資料をまとめていただき、情報提供していただきましたさまざまな自治体、特に横田基地周辺市町基地対策連絡協議会、いわゆる横田基地周辺の自治体で構成しております市町村会議におきましては、同趣旨の要請を行うとともに、一方では安全保障については国の専管事項であり、国の安全保障の重要性については十分に認識をしているといった前段であったとの要請になっていると思われまので、安全対策については前定例会で意見書を上げていますので、今回の配備計画撤回に関しては、東大和市議会として採択するには至らないと考えておる。

冒頭の委員から次に、例えば広島市では、核兵器廃絶を求める活動の先頭に立たれているわけですが、政府等のやりとりをする中で、政府の核の傘で日本を守ってもらっている立場に広島市が立っているのは核兵器廃絶ができないということで、政府の施策と反するけれども、核兵器廃絶を求めることで、国際的な運動もされている。また、広島県については半年に1度、場合によっては緊急時があれば適時、国、アメリカに対して要請を出しており、安全保障は国の専管事項だからということで、事故を繰り返して起しているオスプレイの横田基地配備については仕方がないという立場を地方自治体がとるべきではなく、市民の命と安全を守るということを唯一の立脚点にして考え、対処すべきであると考えます。

防衛省の資料では、今回、横田基地に配備される予定のCV-22オスプレイは沖縄配備のMV-22オスプレイと比べて事故率が高いと示しており、大変に危険な軍用機が横田基地に配備されようとしているのは政府防衛省の文書からも明らかです。また過酷な条件下の訓練活動ということについては、通常部隊ではアクセス困難な地域に迅速、秘密裏に進出し、情報収集するほか、テロ脅威への対処なども行う。これがオスプレイが運ぶ米軍特殊部隊の任務であるとされており、横田基地配備が極めて危険なものになるのは明らかで、現状において安全性が確認されておらず、事故原因も明らかにされていない段階では、やはり撤回を求めるのは当然の対応であるというふうに思っております。

自由討議を終了し、討論を行わしていただきました。

1人の委員から、採択すべきという立場から討論が行われました。

横田基地配備予定のCV-22オスプレイは極めて危険な軍用機であり、周辺自治体のみならず、日本全土で訓練する可能性があるわけですから、国民の命と安全を脅かす危険な軍用機であることは間違いない。またこのCV-22が運ぶ特殊作戦部隊が他国の国家転覆も含めた危険な任務を持つ殴り込み部隊であることも明らかであり、平和憲法を持つ日本の首都東京の横田基地に部隊の拠点を設定することになり、この点からも横田基地への配備計画は撤回すべきであり、地方自治体として市民の命と安全を守るという立場から、当然横田基地へのオスプレイ配備計画は撤回を求めるべきと考えますという討論がありました。

以上で討論を終了し、起立採決の結果、27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情は、起立少数で不採択と決しました。

次に、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情の2件につきまして、陳情趣旨が関連するため、一括議題に供して審査を行い、委員間での自由討議により行われました。

1人の委員からは、まず日本の平和を守る。絶対に戦争を起こさせない。これは政治が最もやらなければな

らない一番重要な政治の責任、役割であると思いますし、日本の社会において、良識ある国民が平和を破壊したい、また戦争をしたい、こういうふうにいる国民は1人もいないと思います。まして私ども議員としては多くの支持者から、また市民から負託を受けた立場で、そのような戦争をする、もしくは平和を壊す、このような立場で議場にいる人間は1人もいないと思っています。その上で、今回の平和安全法制であります、日本及び世界平和を守るため、戦争が起こることを未然に防止するための抑止力を高めるものとして必要な法整備であると考えております。折しも戦後70年を迎え、今日の日本の平和と繁栄を築くことができたのは、さきの戦争の痛切な反省を踏まえ、憲法の平和主義のもと、自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核3原則を守るとの基本方針を堅持してきたからであり、この日本が誇るべき平和国家としての歩みは、今回の平和安全法制においても何ら変わることはないと理解しております。

昨年の7月に行われました閣議決定においては、一層厳しさを増す現在の日本を取り巻く国際安全保障環境を踏まえ、憲法9条のもとに許容される自衛の措置の限界というものを整理をし、それが新3要件として明示をされたところです。

この新3要件とは、まず第1に我が国に対する武力攻撃が発生したこと、また我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生をし、これによって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。

第2に、これを排除し我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないこと。

第3に、必要最小限度の実力行使にとどまることを明確に定義をされておまして、いかなる事態であっても、この新3要件に全て合致しなければ日本は自衛の措置としての武力行使を行うことはできない、このように明確に整理がなされている。

この新3要件に合致する事態の一部の概念として、存立危機事態と言われるものが提示されており、これは我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していることを契機とするため、国際法上、集団的自衛権を根拠とする場合があるとされており。

しかし、これに続く部分、すなわちこれにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合というのは、自国の防衛に目的を限定したものであり、これまで示されてきた政府見解、憲法解釈の基本的論理の枠の中にあるということは明らかであると考えております。

また政府は、今回の平和安全法制において、国連憲章において加盟各国に行使が認められていると同様の、いわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使はとらない、許されない、このことは政府は明確に答弁しております。

事態の認定等についても、政府は恣意的な判断、運用ができないような歯どめも明確になっており、存立危機事態の明白な危険の判断基準としては、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、様態、推移、日本に戦禍が及ぶ蓋然性、国民の犠牲の深刻性と重大性、この5つの要素が国会の質疑の中で明示されており、政府はこれらを総合的に考慮し判断したかを示さなければなりません。

存立危機事態とは、日本が直接武力攻撃を受けたときに、同様に深刻かつ重大な被害が及ぶことが明らかな場合に認定されるということになっております。

また戦後70年、日本は平和国家として繁栄を築いてまいりました。第1に平和外交の推進であり、第2には専守防衛に徹した自衛権の存在であり、第3には日米安全保障条約に基づく抑止力の強化、この3つの力によ

って日本の平和を守ってきたと考えており、今回の平和安全法制は、この3つをさらに強固なものにする法整備であり、戦争を未然に防ぐ、平和を守るための抑止力を高めるものとして必要な法整備であると認識をしておると。

次に別の委員からは、私はこの法案については明確に憲法違反だと考えています。憲法98条で憲法違反の法律は無効とされているわけですから、この法案が憲法違反かどうかというのは最大の問題だと考えております。

日本も海外で武力行使ができるようにすべきだと考える方々の中にも、国民に諮って憲法改正手続を踏むべきだと、立憲主義を踏みにじっているという方々も多数おります。他方では憲法改正は必要ないと、現在の政府解釈はこれまでの憲法解釈を踏み越えてないし、閣議決定もこの法案も憲法違反でないと考える方々がいるのも事実です。しかし少なくとも9割の憲法学者が、この法案については憲法違反であると断じているのと、これまで政府解釈の中枢を担ってきた内閣法制局長官経験者も憲法違反であると言っています。また砂川判決を、この法案の合憲性の根拠にしてきましたが、最高裁の元判事や元長官まで砂川判決は集団的自衛権を合憲とする根拠にはならないと、法案は憲法違反であると言っており、政権が立憲主義を守るのかどうか、憲法を超越した独裁者になるのかどうかという、民主主義にかかわる大問題なわけですから、本来は良識、理性があれば一旦立ちどまって法案は撤回をし、一から練り直すというのが本来とるべき態度のはずなんです。

圧倒的多数が憲法違反だと言ってる状況の中で、強行する姿勢を許していいのか、やはり廃案にすべきであるというふうに考えております。

また別の委員からは、私は今回の2つの陳情に関しては、政府の提出している安全法制に関して、明確に憲法違反だという立場は変わっておりませんし、廃案にすべきであろうという立場も全く変わっておりません。政府与党側が問題の今回の法案が合憲であると主張する3つの根拠については、1つ目が我が国は独立主権国家として自衛権を保有していることは国連憲章に明記されていること、2つ目がその行使については憲法上必要最小限の措置をとり得ると最高裁が砂川判決で述べているということ、3つ目はこれまでは政府として、集団的自衛権の行使はその必要最小限を越えるとしてきましたが、国際情勢の激変により集団的自衛権の一部改正が必要になってきた。これが3つの要件、3つの論拠というようなものであると考えます。ただこのように説明をされてしまうと、集団的自衛権の行使の可否というものの政府が国際情勢をどう認識するといった程度の問題になってしまい、政府の裁量事項になってしまいかねないということが非常に危惧されているということもあり、時の政府の判断でいわゆる自衛権が行使されるか、されないか、集団的自衛権が行使されるか、されないかということが左右されてしまうというのは、非常に危険な状態なんじゃないかというふうに考えております。憲法違反ということに関しては、9条1項、2項、どちらにも違反するということは考え方として一切変わっておりません。今回の陳情に関しては、採択すべきであるという立場であることは、ここでしっかりと申し上げさせていただきたいと思えます。

また別の委員からは、自国を守ることは必要であると考えておりますが、そのことと類推解釈と拡大解釈の禁止を含む憲法を、今回の安全法制が憲法に違反するということは全く別物だと考えています。

時の一時期の権力者、総理を初めとする内閣、政府が変わることに解釈が変わっていたら、憲法って何ですかという話になり、憲法というのは、国民が我々を縛るものであり、それを守る義務がある。それを越えるような法案を提出してしまうことの矛盾を感じなければいけないし、その怖さや危険性を感じているからこそ多くの憲法学者が反対をしているのだと思っており、国際的な環境が現在軍事的な脅威であることは事実であります。そのことと憲法違反しているか、していないかという問題は全く分けて考えるべきであり、今回の法

案に関しては私は明らかに憲法違反であると考えており、2つの陳情に関しては採択をすべきであると考えております。

また別の委員から、憲法違反かどうかということについては、さまざまな意見があることは当然であり、承知しております。ただそもそも冷静に考えると、憲法9条には国際紛争を解決するための武力行使は行わないということが明確に書いてあるわけで、この憲法9条の中で自衛隊の存在って一体何なのか、そもそも憲法には集団的自衛権とも、個別的自衛権とも何も記載がない中で、日本はなぜ自衛隊を合憲として認め、また多くの国民は今の自衛隊の存在を認めているのか、自衛隊が憲法違反だっていう時代は過去にはあったが、現在はそのような時代ではない。

憲法9条には、集団的自衛権とも個別的自衛権とも記載のない中で、憲法13条に基づく国民の幸福追求権を実現するための手段として、自衛隊という存在があり、その自衛隊の力によって現在の日本の防衛を行っており、しかし日本の自衛隊だけで日本の平和が守れるかという、守れないからこそ日米安全保障条約という、外国に日本の防衛を委ねて、お願いして基地まで提供して守ってもらっているというのが現在の日本の状況です。それを考えたとき、どうやって日本の平和を守るか、これは政治の責任であると考えます。この憲法9条をどのように解釈して自衛隊、また日米安全保障条約のもとで抑止力を高めていくか、そういった考えの中で、憲法9条に違反しない政治をされたのだと理解しております。

また別の委員からは、憲法9条をして自衛隊が合憲であるという説は私も同感です。9条1項は、国際紛争をする手段としての戦争、これは不戦条約以来の国際法の見方としては侵略戦争の放棄であります。

よって我々は自衛のための何らかの武力行使ができるということで留保されているということです。ただ2項で軍隊と交戦権が与えられておりませんから、海の外で軍事活動する道具と法的資格を与えられていないということになり、警察予備隊という第二警察としての自衛隊をつくって守ってきたということでありますので、基本的には自衛隊は軍隊でないというような形には現在はなっております。

よって私は9条をして自衛隊は違憲であるという説は一切とらない、全くの合憲であると考えております。

国際情勢の変化ということに関しては、米ソの冷戦時代を鑑みますと、そのときのほうがかなり危険な状態であったのではないかとこのように考えており、最近の中国の台頭による新冷戦時代と言われておりますが、現在の状況でそれが一切守れないのかと言われると私はそこは違うのではないかと考えており、何らかの形で安全保障法制が必要であるという立場は変わっておりませんが、違憲性の高い法律というものを認めていくのでは、立憲主義に反すると思いますし、しっかりと合憲性を担保できるような法律をしっかりと作り出し、安全保障をしっかりとしていくのが本筋であり、今回の2つの陳情に関しては、採択すべきであるという立場です。

別の委員からは、先ほどの委員の発言の中で、憲法9条のもとで自衛隊がそれでも創設をされた。今回の平和安全法制については憲法9条には書かれていないが、憲法違反とはいえないということでしたが、今問題となっているのは、これまでの政府解釈から考えても、それを明確に逸脱している。また過去の内閣法制局長官も憲法違反であると言っており、こういった発言は極めて重く、この法案が憲法違反だということを示すことだと考えております。

自由討議を終了し、2名の方が討論を行いました。

まず、陳情を採択すべきとの立場からの討論です。

第1に、この法案が憲法違反であるということです。第2に、国会審議を通じて、自衛隊の軍事行動につい

て何の歯どめもかからないこと、非人道兵器や大量破壊兵器と言われるものまで法律上運べること。防衛大臣は、非核3原則があるので核兵器は運ばないし、想定していないという発言がありましたが、非核3原則は核兵器を持たず、つくらず、持ち込まずというものですので、海外では運ばないという記載はありません。非核3原則の法制化そのもの、今日まで拒否をし続けているのですから、そういった事態まで明らかになっている。第3に、この法案が日本を守るためのものでなく、日本が海外でアメリカの戦争のために、日本の若者の東大和市の若者の命を差し出す仕組みをつくるというそういった法案であるとする。第4に、自衛隊の内部文書では、国会に提出をされる以前から、3月にはスーダンPKOで駆けつけ警護を行うということまで記載されており、戦前の軍部の独走を思わせるような事態が進んでいるということも明らかになり、これらの国会の審議自体を見ても、この法案は直ちに廃案にすべきだと、2つの陳情は採択すべきと考えています。

次に、採択に反対の立場から、日本国周辺の北朝鮮による弾道ミサイルなど、脅威が現実にあることについてはどなたも否定されないと思います。

こういった弾道ミサイルの警戒に当たっている公海上でのアメリカの艦船がもし攻撃があった場合に、現状の法体系では日本は共同対処ができない。こういった事例をもってしても、他国を防衛するためでなく、日本の防衛のための一部集団的自衛権という概念が今回用いられることについては、必要性があると考えます。

憲法違反との指摘につきましては、これまでの考え方の3要件をもとに考えられておりました日本がとり得る自衛の措置としての武力行使は、非常に抑制的であり、さらにその上に今回の新3要件は、あくまでも自国の防衛のために、ほかに手段がない場合に限って、しかも必要最小限度の実力行使をするということですから、極めて抑制的な専守防衛という日本がこれまでとってきた考えにおさまる概念であろうかというふうに思っております。

しかも閣議決定では、非核3原則を守る、軍事大国とはならない、専守防衛に徹する、このような平和国家の歩みを維持、堅持すると明言をしており、憲法9条の専守防衛の原理の中に完全に入っているものと理解をしております。また核兵器の輸送等の件についても、明確に我が国は非核3原則を国是とし、核拡散防止条約や生物破壊兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、クラスター弾禁止条約に加盟している我が国が、そのような兵器を提供したり、運ぶことはあり得ない、そういったことは行えないと明確に答弁をされております。

また今回の陳情の中で、今回の法案が東大和市の青年の命を差し出すような文言がありましたが、全くそのようなことは思いもありませんし、そのようにならないための平和安全法制だと思っておりますので、なぜ私どもが東大和市の青年の命を差し出さなければならないのか、そんなことは絶対にやるつもりもありませんし、もしこの平和安全法制がそういったことであるならば、当然ながら私は反対をしますし、そういったもので全くないわけです。

国際社会に対する平和貢献としての今回の新しい恒久法としての平和支援法については、これはあくまでも国連決議があるということが大前提でありますし、この国連決議に基づいて、しかも日本は海外での武力行使はできないというのが、日本の憲法でありますので、武力行使を伴わない形でのどのような平和貢献を行っていくのか、これはまさに国連加盟国の一つの責務であろうと思っております。

以上、2名の討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、可否同数、よって委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を採決をいたしました。

27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情は、不採択といたしました。

27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情は、本件は先ほど不採択と決しました27第9号陳情と趣旨が同じでありますので、本件はみなし不採択と決しました。

以上をもちまして、平成27年第3回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔3番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） おはようございます。

日本共産党を代表いたしまして、27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

まずオスプレイにつきましては、6月議会で情報提供とハワイを初めとしたオスプレイの一連の墜落事故の原因究明・公開を求める意見書を全会一致で上げました。ハワイで2名が死亡した墜落事故から4カ月がたっても、事故原因が明らかにならないまま、アメリカはMV-22オスプレイを日本中で飛ばしています。夜間訓練や超低空飛行訓練など、墜落・死亡事故を繰り返すオスプレイの飛行は、周辺住民の安全を脅かすものです。同時に、オスプレイが輸送する特殊部隊の任務も、偵察、破壊活動、暗殺、拉致、人質救出など大変な危険を伴うものです。一国の首都に、それも住宅はもちろん幼稚園、保育園、学校を初め福祉施設などが隣接する基地に、このような危険な任務を伴う特殊部隊を輸送するオスプレイが配備されるということは、世界でも例を見ないものであり認めるわけにはいきません。市議会としても、原因究明・公開を求める決議を上げているわけですから、陳情に示されているとおり、配備計画の撤回を求めるべきと考えます。

続いて、安保法制についてですが、この法案には3つの問題があると考えます。

まず1つ目には、この法案が明確な違憲法案であるということです。圧倒的多数の憲法学者や、「法の番人」である元内閣法制局長官、「憲法の番人」である最高裁判所の元長官、元判事が、そろって「憲法違反」であると明言しているとおり、憲法9条で定められた武力行使の放棄を逸脱するものです。「戦闘地域」での兵たん活動、戦乱が続いている地域での治安維持活動、そして集団的自衛権、このどれもが海外での武力行使そのものであり、明確な憲法違反であることは明らかです。これだけでも、この法案が廃案にすべき違憲法案であることははっきりしています。

2つ目には、安倍政権の進め方が、民主主義、立憲主義に反しているということです。会期を2カ月も延長し、衆議院と合わせて3カ月にわたる審議を行っても、結局、国民の理解を得ることはできませんでした。本来ならば、一つ一つ丁寧に時間をかけて議論すべき10本の法案を1つにまとめて、わずか3カ月で議論すること自体、国会での審議を軽視するものであり、議会制民主主義に反するものです。しかし、安倍政権は、

「国民の理解が得られなくても成立させる」と強弁し、昨日の参議院特別委員会では、質疑も行わないまま、どの議員が賛成したのかもわからない状態で、可決を既成事実にしようとしています。民主主義国家であるはずの日本で、あり得ない暴挙と言わざるを得ません。また、戦前の軍部の暴走を思わせるような自衛隊の暴走も明らかになっており、議会制民主主義を踏みにじる許しがたい事態です。

3つ目には、この法案が、平和と安全のためなどではなく、戦争をするための戦争法案であるということがいよいよはっきりしたということです。政府は、新3要件における「存立危機事態」の定義を明確にすることを避け、日本が攻撃されていないくても、石油の値段が上がったり、日米同盟が揺らいだりする場合には、存立危機事態を認定できると答弁しました。さらには、そうした事態すらなくとも、政府が「総合的」に判断して存立危機事態を認定できるかのような答弁も行っています。政府が「存立危機事態」の具体例として挙げた日本人を輸送する米艦の護衛という例についても、「ホルムズ海峡の機雷掃海」についても、みずから否定するに至っています。もはや政府はまともな答弁ができず、これまでに200回以上も審議が中断するなど、法案の整合性すら説明できない状況に陥っています。日本の平和のためになぜ集団的自衛権行使が必要なのか、根拠を示すことができなくなっています。

自衛隊の地理的制約を外し、自衛隊を戦闘地域に派兵して、武器・弾薬や兵隊の輸送など「兵站」活動を行うとしています。この「兵站」が戦争行為そのものであることは、世界の軍事専門家からすれば常識でもあります。さらに防衛大臣は、非人道的兵器であるクラスター爆弾や劣化ウラン弾、毒ガス兵器、そして核兵器まで、法律上は輸送できると答弁しました。これが戦争法案でなくて一体何なのか、まさに戦争をするための法案であると思います。

政府は、安保法制が抑止力になると強調していますが、自衛隊がアメリカの戦争に参加することになれば、逆に他国が日本に攻撃をする理由を与えてしまうことになります。

アメリカは戦後、「自衛」を理由に幾つもの戦争を起こしてきましたが、国際ルールを守らず、「自衛」の名のもとに数十万人を超える一般市民を殺害してきました。その結果、生まれたのは、平和ではなくテロリストであり、大量の難民ではないでしょうか。武力行使や軍事同盟によって、平和な世界はつくれないということは歴史が証明しています。積極的平和主義というなら、武力による紛争解決ではなく、憲法9条を生かした平和外交、つまり対話でいろいろな問題を解決していくことが、平和憲法を持つ日本の役割であり、本当の安全保障であると考えます。

以上の理由から、安保法制は廃案する以外にない、憲法違反の戦争法案と言えるものであり、市議会としても、市民の安全と命を守るという立場から、国に対し意見書を上げるべきであると考えます。

以上で賛成討論とさせていただきます。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、ただいま議題となりました27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情の3件に対しまして、それぞれ反対の立場で討論を行います。

初めに、第7号陳情であります。横田基地へのオスプレイの配備に関する問題については、東大和市民も含めて多くの方々が心配をされており、その上で東大和市議会においては、前定例会において、政府に対して

周辺住民への安全対策として具体的な説明と迅速な情報提供を行うことを求めるとともに、オスプレイの事故等については、原因究明をしっかりと行った上で、報告を求める趣旨の意見書を全会一致で提出をしております。

一方で、この陳情につきましては、配備計画の撤回を申し入れるという趣旨の陳情となっておりますが、横田基地周辺の自治体の動向等を踏まえると、現時点においてはこの趣旨で意見書を提出するには至らないと判断をしております。

次に、第9号陳情及び10号陳情であります。私は現在、国会で審議されている平和安全法制につきましては、日本の平和と安全を守るために必要な法整備であり、今国会において成立をさせるべきと考えます。戦後の日本は憲法9条のもと、武力の行使は日本の防衛のために必要最小限に限るとする専守防衛を堅持してまいりました。今回の平和安全法制においても、この専守防衛の理念は全く変わっておりません。この法案につきましては、反対される方々は、戦争法案と批判し、日本がさも戦争を起こす国になる、徴兵制が行われるなどと懸念の声を上げておられます。しかし、このような批判は真面目な安全保障の議論を避けるための批判のための批判であり、冷静に現在の日本を取り巻く安全保障の環境に目を向けたときに、見たくないものを見ないというような目を閉ざすものとなっているのではないのでしょうか。例えば、北朝鮮の弾道ミサイルの技術は飛躍的に進化しています。現在では、日本全域を射程におさめるミサイルを数百発配備しているほか、核実験も3回実施しており、当市議会においても平成24年と25年に非難決議も行っております。先日来、報道されているように、北朝鮮は再び核施設の再稼働を行ったことを明らかにしました。核弾頭を積んだ弾道ミサイルの出現も現実味を帯びつつあるほど深刻な状況であります。4年前の3・11、東日本大震災、福島原発の事故を経験し、災害において想定外は許されないと多くの国民が実感をしているのと同様に、安全保障においても想定外は許されません。ミサイルが発射されてから、国際紛争が起こってからの対応では手おくれであり、国民の命と暮らしを守ることはできません。

国際紛争を武力で解決する戦争は、不戦条約や国連憲章で禁止されており、我が国の憲法9条においても、国際紛争を解決する手段としての武力の行使、すなわち戦争の放棄を明記しております。一方、国連憲章や国際法上、武力の行使が認められるのは、外部からの武力の攻撃から自国民の命と平和な暮らしを守るために、その武力攻撃を実力をもって阻止する場合のみであります。今回の平和安全法制が認めている武力の行使も、このような極めて例外的な措置としての武力の行使であり、日本が戦争を起こすことではありません。現在、一国だけの力で自国を守れる国はありません。日本の場合、先ほど申し上げたような、北朝鮮等の脅威に対しては、日米安全保障条約で共同対処をすることになります。この法案では、これまでの日米同盟の信頼性を高め、それによって他国からの武力攻撃を抑止することが目的であり、まさに戦争防止法案というのがその本質であり、戦争法案との批判は全くの的外れであります。

また、今回の法案が憲法違反との指摘もありますが、この点についても、これまでの国会の議論において、全くそうではなく、これまでどおり憲法9条の枠内において、専守防衛を堅持することが明確に示されております。憲法9条のもとで許容される自衛の措置、すなわち武力の行使は、あくまで外国の武力攻撃から国民の権利を守るためのやむを得ない措置として、初めて許容、容認されるとの解釈は全く変わっておりません。集団的自衛権についても、さまざまな議論が重ねられてまいりましたが、今回の法案では国連憲章に規定されている他国防衛を目的とした、いわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使は認めておりません。憲法9条のもとで許容される武力行使は、先ほど申し上げたとおり、自国防衛のための自衛の措置に限られます。この自衛の

措置が、他国防衛にならないように、公明党の強い主張によって新3要件を定めて厳格な歯どめをかけました。すなわち、日本が極めて例外的に武力の行使ができるのは、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に、これを排除して我が国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がないときに限り、必要最小限度の実力の行使を認めるというものであります。新3要件のもとで認められる武力の行使は、他国防衛の権利としての集団的自衛権、一般の行使を認めるものではなく、また外国にまで行って戦うなどという海外での武力の行使を認めるものでもない。このことは、国会において繰り返し、内閣法制局長官が明確に答弁されております。このような厳格な歯どめのもとで、日本を守る活動を行っている外国に対する武力攻撃があり、これを放置すれば日本が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻かつ重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限り、極めて限定的に集団的自衛権の概念の一部が用いられるわけであります。

このことについて、国会でどのような議論が行われたのか、私どもの山口代表と内閣法制局長官との議論を紹介いたします。山口代表が、この法案の審議において、「集団的自衛権」、「個別的自衛権」という言葉が使われているが、これは国際法上の概念であって憲法上の概念ではない。我が国の憲法で許される自衛の措置は、集団的自衛権、個別的自衛権との関係の中で、どのように理解すればよいかとの質疑に対して、内閣法制局長官は次のように答えております。憲法には、そもそも「自衛権」という言葉はない。戦争を放棄し、国の交戦権を否定した憲法第9条においても、国民の平和的生存権を明らかにした憲法前文、また国民の幸福追求の権利を保障した憲法第13条に照らし合わせれば、我が国に対する武力の攻撃が発生した場合に限り、武力の行使が許されると解釈してきたことから、それを国際法上の概念を用いて個別的自衛権の行使のみが許されると表現してきた。集団的自衛権の行使について、それ自体が危険なものである、あるいは憲法の平和主義に照らして許容しがたいものであるという判断で排除してきたものではない。新たな解釈においては、新3要件のもとで極めて限定された範囲において、他国に対する武力の攻撃の発生を契機とする我が国の自衛の措置としての武力の行使を認めているが、これを国際法上の概念で整理すれば、限定されたものであるとはいえ、集団的自衛権の行使と言わざるを得ないということだ、このように説明をされております。すなわち、憲法と国際法上の区別、さらに国連憲章第51条の自衛権の概念を理解すれば、集団的自衛権イコール憲法違反との指摘は当たらないわけであります。

次に、日本の安全を守る重要影響事態法案と国際社会の安定に貢献する国際平和支援法案について、後方支援のあり方が定められておりますが、これについても外国軍隊の武力の行使と一体化しないよう厳格な歯どめを定めております。大前提として、現に戦闘行為が行われている場所では、後方支援を実施しないという考えのもと、活動範囲については活動を行う期間について、戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定するために、戦争に巻き込まれるとの指摘は当たりません。万が一、近くで戦闘行為が行われると予測される事態になった場合には、直ちに活動を休止、中断を行うなど、自衛隊員の安全も確保することとなっております。また国際平和支援法に基づく後方支援は、国際社会を脅かす事態が発生し、国連憲章の目的に従って国際社会が共同で対処しており、日本が主体的、積極的に寄与する必要がある場合に限り、自衛隊の後方支援を認めることになっており、この活動は国連決議のあることが大前提となっております。また自衛隊派遣の国会承認は、例外なく事前承認とするなど、厳格なルールが定められております。

本法案の採決の前提となる中央公聴会における公述人の意見は、次のようなものであります。

政策研究大学院大学の白石 隆学長は、安全保障とは何か、憲法の文言を使えば、国民が平和のうちに生存

する権利、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るための前提として、さまざまな脅威から国家の独立を守る事が根本の意味だろう。日本の安全は、世界の安全と平和があって初めて守ることができる。そのために外交から防衛活動まで、さまざまな手段があり、対応がある。その中でも、防衛というのは非常に重要な手段であり、日本は第二次世界大戦後、自助としての自衛力と共助としての日米協力の組み合わせでやってきた。その基本は抑止力という考え方だ。自助と共助によって戦争をしないようにすることが極めて重要だ。安全保障環境は極めて急速に変わっており、具体的に議論し、法整備をしないと対応できないところに既に来ているのではないか。

また大阪大学大学院の坂元一哉教授は、国家国民の平和と安全を守ることは政府の最も重要な義務だ。日本国民も他の国民と同様に、ますます相互依存を深める世界に生きており、政府は国際社会全体の平和と安全を考慮に入れて責務を果たさなければならない。このような観点から見たときに、この法案は我が国自身の抑止力を格段に強化し、我が国の平和も、その一部である世界平和に貢献する能力をふやすために、よく考えられた法案と評価できる。私が平和安全法制を評価するのは、国家国民を守るという観点からだけでなく、憲法を守る観点からでもある。しっかりとした平和安全保障の体制がなければ、国家国民を守ることはできないし、もし国家国民を守るができなければ憲法も守ることはできないだろう。このような意見は全くそのとおりであると受けとめております。

法案の審議の過程から今日に至るまで、国民の間に十分な理解が広がっていないことも事実であり、今後とも政府においては、国民の間に法案に対する理解と安心感が広がるように努力を続けることが必要と考えます。一方、日本の戦後の70年の歴史を見たときに、自衛隊の創設、日米安全保障条約の改定、PKO法の成立など、安全保障政策の転換点においては、必ずしも国民の理解が広がっていたわけではありません。しかし、この70年間の日本の平和と繁栄を守ってきたという結果を見たときに、当時の政治の判断は決して間違っていたとは言えない。私ども公明党が掲げる平和主義とは、単なる願望でもスローガンでもありません。生命、生活、生存を最大限に尊重する人間主義との理念、綱領に基づいて、どうすれば現実に平和を守れるのか、戦争を防ぐことができるのかを現実の社会に根差し、どこまでも一人の人間の幸福を真剣に追求する中から生まれてくるものであります。

今回の平和安全法制については、昨年の閣議決定から法案策定の過程において、公明党が平和の党として明確な歯どめをかけたものであり、日本の平和と繁栄、さらに国際社会の平和と安全に貢献するためにも、今国会での成立を望むものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時57分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、二宮由子です。興市会を代表し、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情及び27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に対し、

賛成の立場で討論を行います。

国家権力を縛るべきルール、すなわち「憲法」を権力側の都合で変えることは本末転倒であり、断じて許されるものではありません。ルールなき権力は独裁であり、安倍政権はその一步を踏み出しかねない状況にあります。衆参両院で審議された今般の安全保障政策関連法制は、日本の自衛のためでなくても、他国の戦争に日本が参加することを可能にするものであり、世界各地において米国が戦争を起こしたならば、その後方支援という名のもとに戦争に日本が参加するというものです。戦後の安全保障の大転換を一内閣の思いつき、思い込みで強行するのは甚だ国民軽視であり、冷静で丁寧な議論が必要と考えます。

我が国にとって、安全保障上の最大のリスクは、尖閣諸島などをめぐるグレーゾーン事態です。民主党が提出した領域警備法案は、そうした事態に海上保安庁や警察、自衛隊の連携を強化して迅速に対応できるようにするためのものですが、今般の政府の安保法制には全く盛り込まれておりません。また万が一の際、領土・領海を守り、なおかつ実力を持った組織、自衛隊が暴走しないような枠組みを法律でつくっておくことが一番大事なことであるとも考えます。

安倍政権が2014年7月の閣議決定で示した集団的自衛権行使を認める「新3要件」は、基準が曖昧で、自衛隊の海外での活動の歯どめにはなり得ませんし、立憲主義に反した便宜的・意図的な解釈の変更であり、専守防衛の原則から明らかに逸脱しています。また政府が集団的自衛権を行使して対応すべきとする事例は、それが実際に起きる可能性、切迫性が認められず、邦人輸送中の米艦防護の事例は、集団的自衛権の行使とは解されませんし、総理みずから集団的自衛権行使の事例として説明していたホルムズ海峡での機雷掃海については、日本が武力行使で解決すべき「日本の存立を脅かす事態」とは考えられません。「専守防衛に徹し、近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」という観点から、安倍政権が提案した今般の安全保障法制には反対するものであり、2つの陳情に賛成し、討論いたします。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔11番 押本 修君 登壇〕

○11番（押本 修君） 押本 修です。討論いたします。

27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、以上2陳情につきまして、自由民主党を代表しまして反対の立場から討論いたします。

国民の命と平和な暮らしを守ることは、政治の最も重要な責務と考えます。現在、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しており、決して安全とは言えない状況にあります。具体的には、近年、パワーバランスに変化があり、中国の急速な台頭とアメリカの影響力の相対的な変化が見られ、特に中国の対外姿勢と軍事動向等は、我が国はもとより、国際社会の大きな懸念事項となっています。また大量破壊兵器や弾道ミサイル等の軍事技術が高度化・拡散し、北朝鮮に至っては日本が完全に射程圏に入る規模のミサイルを配備しており、さらに核開発まで行っています。軍事的技術革新の急速な進展によって、国際テロの脅威や海洋・宇宙・サイバー空間におけるリスクも深刻化しています。脅威が世界のどの地域においても発生し、我が国に直接的な影響を及ぼし得る状況になってきています。

このような状況下、日本の安全を守るために、国民の生命と財産、そして平和な暮らしを守り抜くための法整備が急務となっています。今回の平和安全法制の検討は、これまでの政府見解の基本的な論理の枠内で、必要な体制を整えようとするものであります。なお、憲法改正の是非につきましては、国民的な議論の深まりの

中で判断されるものと考えます。

このたびの平和安全法制の整備は、日本を「戦争をする国」にするものでは決してありません。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために、外交努力とともに憲法の定める範囲内で安全保障努力を行うことにより、紛争を未然に防止したり、その拡大を防ぎ、早期に終結させるためのものにほかなりません。

かつて日米安全保障条約を改定したとき、そして周辺事態安全確保法制定のときも、「日本が戦争に巻き込まれる」といった大変な反対運動がありました。しかし、これら法整備によって、我が国の平和が保たれ、より確固たるものとなっていることは言うまでもありません。

我が国において、さきの大戦に対する痛切な反省をもって掲げられた日本国憲法の平和主義の理念は、今も、そしてこれからも全く変わることはありません。

数日来、平和安全法制の整備に反対する国会周辺でのデモの様子が報道され、参加者は一様に「戦争反対!」「憲法を守れ!」の繰り返しであります。一体この方々は、現代の安全保障についてどう理解されているのでしょうか。「戦争反対!」「憲法を守れ!」だけでは日本を、そして国民の生命と財産を守ることはできません。これでは、まさに平和ぼけとしか言いようがありません。先日、沖縄県石垣市の中山市長が日本記者クラブでの会見にて、今回の平和安全法制の整備を支持する立場を明確に示しています。尖閣諸島を抱える石垣島の市長としては当然のことであり、このことから、今このときも現実的な脅威を常に感じている地域が日本にはあるということ、我々は忘れてはならないのであります。

政府与党である自由民主党は、平成24年末の衆議院選挙以来、平和安全法制整備の必要性を訴え、公約として明確に掲げ、二度の選挙を通じて国民の審判を受けてきています。特に昨年末の衆議院選挙におきましては、7月1日の閣議決定に基づき、法案の整備を速やかに図ることを明確に公約として掲げており、安倍首相も街頭演説では何度も、平和安全法制を整備し、国民の生命と財産をアジア地域の脅威から守ることを約束し、勝ち抜いてきました。したがって、選挙において国民の皆様と約束をし、大きな御支持を得たことについて、選挙後の国会において速やかに実現を図ることは当然のことと考えます。

以上のことから、今回の陳情趣旨にあります法案の廃案につきましては、全くあり得ない話であり、賛同はできません。

以上、討論いたします。

[1 1 番 押本 修君 降壇]

[2 2 番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) やまとみどりの中野志乃夫君です。27第9号、27第10号陳情に賛成する立場で討論を行います。

まず今般の安保法案に賛成をする自民党、公明党の皆さんにぜひ聞きたいです。なぜ日本にとって、国際的にも危機的な状況とはとても言えないこの時期に、憲法9条を実質つぶすような法案を焦って通そうとするのか、大変疑問であります。総務委員会の討議の中では、北朝鮮のミサイルが日本に今すぐにでも飛んでくるような発言もありました。北朝鮮が米軍の艦艇に攻撃をしかけたら、日本は何の支援もしなくてもいいのか、そんな乱暴な意見がマスコミ等でも語られています。

しかし、果たして現実の国際政治状況はどうでしょうか。北朝鮮の暴発を今押しとどめているのは中国の存在ではないでしょうか。もし本当に北朝鮮の暴発を取り除こうとする、押しとどめようとするなら、日本は米

軍のまさに軍事行動を一緒にする下請機関のような存在ではなくて、中国とも連携をして、外交努力をして、平和外交に努めて、押しとどめることが最も現実的な国際政治のあり方ではないのでしょうか。実際に北朝鮮がもし挑発行動を起こすなら、当然韓国に対してであります。そのときに、前回の討論でも言いましたけども、そうした事態になったときでさえ、韓国は日本に、自衛隊に救援をお願いしますか。冷静に考えれば、在韓、在日米軍が出動し、韓国の人たちは日本に人道支援は求めても、軍事的なそうした支援は絶対求めることはあり得ないと思います。そうしたことが、まさに現実の国際政治なことをぜひわかっていただきたい。

安倍首相の述べたホルムズ海峡の機雷撤去支援でもそうです。一見、もっともらしく述べても、よくよく国際政治状況を考えれば不自然な脅威ばかりあおっていませんか。それよりも現在の国際状況は、国家間の単純の戦争想定ではなくて、例えばタリバンやアルカイダ、そしてイスラム国の出現に見られるような、テロによる国際的な脅威が、まさに最も深刻な状況にあります。戦場は平和な大都市に突然出現する確率のほうが高いわけです。つまり、今回の安保法案は、どう見てもアメリカ軍の要請から起こったものであり、アメリカの財政難の現状を日本に金銭面でも軍事面でも肩がわりさせたいがための内容であることは、多くの方がもう既に御存じではないでしょうか。だからこそ政府の見解もころころ変わる。政府自身が必要性に迫られてつくった法案じゃないですから当然です。その場しのぎのものだから曖昧になる、ぼろが出る、まさにそのような法案だと思います。ですから、この安保法案を認めれば、誰が見ても自衛隊はアメリカ軍の下請機関になります。そして、そのような立場を国際的に鮮明にして自衛隊を海外に派遣させてしまうわけですから、日本は当然テロ勢力との泥沼の戦争に突入することにほかなりません。

5年後の東京オリンピック、どうなりますか。法案賛成の方は勘違いしてるようですけども、戦場はほかの国ではありません。日本です。テロの標的になりやすい原発も狙われますけれども、日本を象徴する東京こそが一番の標的になります。オリンピックも控え、日本みずからが兵たん地とみなされる集団的自衛権を発動させる行為を、そうした行為を招く安保法案は余りにも愚かな選択としか思えません。だからこそ、この安保法案を認めるわけにはいかない、そう訴えたいものであります。

以上、本陳情に賛成の立場での討論といたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 4番、実川圭子です。27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に、全て賛成の立場で討論をいたします。

まず、国で審議が続けられています安全保障関連法案に関する2つの陳情についてですが、私はこの安全保障関連法案については廃案にすべきと考えていますので、これらの陳情に賛成いたします。そして、この法案は戦争法案と呼ばれていますが、限定的であろうと、理由をつけて許される戦争はないと考えます。

私は、この法案については、大きく2つの論点があると考えています。1つ目は、憲法に反する法案であり、また衆議院、参議院での審議が不十分ながら強権的に進めているそのやり方が極めて民主的でないように思います。重要な点を閣議決定や職権を使って決めてしまったり、数の力で押し進めています。選挙で多数を占めたからといって、多くの憲法学者も違憲だとする法律をつくってもよいのでしょうか。また、きのうの国会審議などを見ていると、なぜあれほど急ぐのか、国民の理解が不十分という中で無理な進め方をすることに反対をいたします。

2つ目は、法案の内容そのものについてですが、これまで政府が説明してきた集団的自衛権を極めて限定的に使う例としてホルムズ海峡の機雷掃海については、そういったことはあり得ないということを総理自身みずから認めています。また武力行使ができることで抑止力が高まると説明していますが、仮にアメリカ軍の後方支援などを行えば、明らかに日本がターゲットとして狙われる危険は高まります。また弾薬を運んだり、活動範囲を広げ、自衛隊がいつでも対応できるようになります。

もし仮にこの法案が成立しても直ちに戦争に巻き込まれるということはないと思います。しかし、法律上は戦争をできる国にしてしまうのです。そして、いつでも対処できるようにと防衛費は大きく膨らんでいくことが予想されます。

このまま法案が強行採決されれば、後世に禍根を残し、歴史上の汚点となることは明白です。私たちは未来を生きる人たちに説明がつく、真つ当な判断をしなければなりません。党利党略ではなく、誰のために、何のために、そして本当に今必要なのか判断しなければなりません。

私自身は、国民の生命と財産を守るためには、武力に頼らず、9条を誇りを持って掲げ、平和の外交に力を尽くすことしかないと考えます。真の平和と自由と幸福を追求する多くの人々が、この法案の成立に怒りを持って声を上げています。市民に一番身近な議会である私たち市議会も、陳情者の声を重く受けとめ、国に意見書を出すべきと考えます。

また第7号議案のオスプレイの配備については、こちらも私は、オスプレイの配備について私は反対をいたします。もともとアメリカでは住宅の上空は飛行しません。また沖縄の基地が住宅地に密接して危険と言われてはいますが、同じくらいここ横田基地では住宅地に密接しています。私たちの住む東大和市から10キロメートル圏内にある横田基地に、事故の危険性が高いオスプレイを配備していくことには反対いたします。

よって、3つの陳情を採択し、意見書を提出することに賛成し、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔14番 関野杜成君 登壇〕

○14番（関野杜成君） 無所属、関野杜成です。27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情及び27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に対する賛成の討論を行います。

6月議会にも、今回の陳情趣旨の「廃案にすべき議決を」という部分が「慎重に審議」と書かれた陳情が出ました。今回の陳情も先ほど話した部分以外、変更はなく、一部だけの変更で陳情が出てきました。6月議会に「廃案なら一部だが賛成ができる」とも、私が発言をしたことは覚えております。

私は、自国を守るために部隊などは必要と考えております。本来ならば、憲法改正をした上で自国を守るための部隊をつくるのが日本を自立させる方法と考えてますし、外国人の「命」で日本を守るべきでないとも考えております。

しかし、前回は今回も陳情の理由の中に、「日本人の若者が」や「これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性までが」などの理由が書かれておりました。感情論でなく、建設的な意見があればもろ手を挙げて賛成してもよいですが、対案もなく感情論では、なかなか賛成するのは難しい状況でもあります。

子供が大切なのは誰もが同じ考えであります。しかし、文章から読み取れることは、自分本位の考えで、他人は、外国人はよいともとれる理由であります。現在の国際社会の状況から見れば、日本だけがよいという考えは現在の国際社会では考えられないと私は考えております。

私は、議員になる前、横田の米軍基地の視察に参加しました。そこで、軍人に「日米安保で日本を守らなければいけない状況だが、実際に日本と自国の両方が戦争となっているとき、日本を守ってくれるのか」と聞いたところ、その軍人は「もちろん」と言いましたが、その後、「しようがないが、できれば家族も助きたい」と、話しにくい質問でしたが、答えてくれました。

見方によれば、安保があるから助けてくれる。違う見方をすれば、日本より自国だともとれる答えです。このような状況で世界と対話をするためにも、それなりの日本の形が必要となってくることは明らかです。そういう考えのため、委員会では私は反対と決めました。しかし、委員会中にあった同じ反対の公明党の討論を聞いて、少しこの討論とは考え方が違うということも、私を賛成に回した一つの事実でもあります。

そして、委員会から本日の本会議までの間に、国会では多くのことが起こりました。それは、先日、この法案に対して追加された事項があることです。今までの法案に対する議論は行われてきたと私は思っておりますが、追加された事項の議論は全く行われておらず、その議論があるにもかかわらず委員会は強行採決を行ってしまいました。この追加事項は、「国会の承認を得る」という文言も入っております。しかしながら、「180日後の事後報告も」というふうにも書いてあります。一体、これはどういった形なのか、やはりわからないまま、採決をするのは問題があるのではないかと、そのように私は考えました。

そういった事情から、委員会では反対といたしました。陳情趣旨全てを賛成とは言えませんが、陳情趣旨にある「廃案」との言葉に限定し、賛成したいと思います。

最後に、陳情趣旨や理由に賛成している方や反対運動を行った方にお伝えをしたいと思います。

遅かれ早かれ、国に対して、政治に対して、立ち上がったことはすばらしいことだと思います。しかし、いつときだけとならずに、今後も継続して政治に参加してください。そうでなければ、これで終わるのであれば、単なるパフォーマンスです。そして、次の選挙などで賛成・反対を政党や候補者に対して投票という義務・意思表示を行ってください。そうすれば、今回、法案が通ったとしても、継続して立ち上がっていれば、この法案も変えられるということをお伝えし、賛成討論いたします。

〔14番 関野杜成君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第7号陳情 横田基地へのオスプレイ配備に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第9号陳情 安全保障関連2法案の廃案を求める意見書に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 可否同数。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、議長は不採択と裁決いたします。

○議長（関田正民君） 27第10号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、本件は27第9号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

日程第5 第63号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第5 第63号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

本案につきましては、建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇]

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました第63号議案 市道路線の廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成27年9月11日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本議案につきましては、議題に供した後、現地調査を行いました。

現地調査後、質疑、討論なく、第63号議案 市道路線の廃止についての議案を、原案どおり可決いたしました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

[建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第63号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 6 第 4 6 号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第 4 7 号議案 平成 2 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 4 8 号議案 平成 2 6 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 9 号議案 平成 2 6 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 第 5 0 号議案 平成 2 6 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 第 5 1 号議案 平成 2 6 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（関田正民君） 日程第 6 第 46 号議案 平成 26 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 11 第 51 号議案 平成 26 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 6 議案を一括議題に供します。

以上 6 議案につきまして、決算特別委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○19番（東口正美君） ただいま議題に供されました 6 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9月14日及び15日の2日間にわたり付託されました第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党東大和市議団を代表して、平成26年度一般会計決算及び同国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の各特別会計決算に反対する討論を行います。

初めに、昨日の参議院安保法制特別委員会で、与党は国会ルールを踏みにじる乱暴な議事運営で、戦争法案

の強行採決に踏み切りました。日本共産党は、これを厳しく糾弾し、廃案のために全力を尽くします。

このたびの豪雨災害の犠牲となった方々に、深い哀悼の意をあらわすとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。日本共産党は、東日本大震災の津波災害に次ぐ大水害で被災された皆様の生活再建がいち早く行われるよう、また本当に災害に強い日本社会にするために、被災者、国民の皆さんとともに全力を挙げてまいります。数十年に一度の異常気象が数年ごとに起こっている近年の世界的な気候変動への対処は、日本の政治が真剣に向き合うべき最も緊急かつ重要な課題となっています。その一因とされる莫大なエネルギーの浪費を前提とする化石燃料、核燃料に過度に依存したエネルギー政策から、再生可能エネルギー利用の推進と低炭素社会への転換を進め、持続的で安定したエネルギー政策への地域からの転換が求められます。しかし、政府電力会社は、東日本大震災による原発事故からわずか4年半で、事故の原因究明も後始末もなおざりにして、原発の再稼働に踏み切りました。溶け落ちた核燃料の回収どころか、一旦回収した大量の汚染物質は、この豪雨により再び海へ野へとまき散らされています。周辺自治体では、住民の避難計画も満足に立てられていないにもかかわらず再稼働を強行する、安倍政権の再稼働ありきの姿勢は、日々の暮らしの平穏を求める国民の声ではなく、財界や同盟国の都合にのみ括弧つきの国益を見出していることを端的に示すものであります。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

2012年12月の第2次安倍政権の発足以来、喧伝されてきたアベノミクスは、年金資金を株式市場に……

○議長（関田正民君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森田真一議員に申し上げます。

先ほどの討論における発言が議題外にわたっております。討論は簡明に行い、議題外にわたらないように注意いたします。

[1 番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） それでは、午前中に続き討論を行います。

2012年12月の第2次安倍政権の発足以来、喧伝されてきたアベノミクスは、年金資金を株式市場に投入し、株価をつり上げることで好景気を演出してきました。また田安誘導の影響による物価の上昇の一方で、賃金の上昇はそれに追いつかず、実質賃金は下落の一途をたどりました。厚生労働省の毎月勤労統計を見ても、個人消費がリーマンショック前の水準まで回復した2010年次から今日までの間、現金給与総額は下落してきました。安倍政権がこのような経済の実態を顧みず、消費税増税に踏み切ったことにより、日本経済はマイナス成長に転じています。先月、政府が発表した経済財政白書も、消費税の増税と実質賃金の低下が景気回復のおくれの原因であることを指摘しています。

さて、平成26年度の東大和市の決算の審査に当たっては、市民の暮らしがどういう状況にあったかということが、その出発点であるべきです。市の統計でも、これまでの市民1人当たりの所得は、リーマンショックがあった2008年からの7年間に7%近く下落をしています。また一方で、26年度は消費税増税とともに、住民税は1人、年1,000円、国民年金保険料は1人、年2,520円、後期高齢者医療保険は1人、年平均4,118円と次々と負担増が市民の暮らしにのしかかりました。そこに重ねて実施された国保税の平均13.2%、2億5,000万円もの大幅値上げ、昨年6月からの下水道料金に消費税増税3%分の転嫁、家庭ごみ有料化による負担は当初見込みの500円を大幅に超えて、1世帯平均、月平均650円、6カ月で1億6,000万円の市民負担増となりました。ことし2月から、ちょこバスの運賃の1.7倍の大幅値上げと次々と負担増が行われました。政府が誤った経済政策を進めることで、国民の所得を減少させ、税と社会保障の一体改革による一連の負担増と給付減を推し進める憲法で保障された健康で文化的な最低限の生活を享受することさえ危ぶまれているとき、自治体が住民の暮らしを守る防波堤の立場に徹し切れていたかということが問われます。逆に負担を市民に転嫁することを持続可能な市政運営として、市民生活に大なたを振ったことが、26年度の市政の最大の問題点でした。

市長は、決算に伴う市長報告の中で、個人消費の弱さが続くなど景気回復に向け懸念が残ると報告されましたが、それがなぜなのかという分析はされず、消費税の増税や物価上昇を下回る低賃金状態など、政府自身さえ明らかにしている原因も一切言及されませんでした。問題の原因を明らかにすることがなければ、市民はその施策が適切なものかどうか判断することができません。26年度は、これらの負担を市民の困窮を顧みることなく押しつけながら、年度末の積み立てを約9億円積み増し、残高を42億300万円まで積み立ていたしました。27年度以降についても、具体的な目標を示さず、積み立てを優先しています。市民要求にシワ寄せをすることとなり、27年度において必要な施策に活用するようすべきです。

その一方で、依然としてNTT、東京ガス、東京電力の3社だけに年2,500万円余りもの恩恵を与える道路占用料の引き下げが続けられています。厳しい生活をする市民には負担を求めながら、十分な負担能力を持つ大企業には従来どおりの負担を求めないのはダブルスタンダードあり、少なくとももとに戻すべきです。26年度の市債の借入れ額のうち、臨時財政対策債が83.6%を占めています。国が地方交付税を算定どおり満額を交付すれば、そもそも借りる必要のないものでした。市が臨時財政対策債の廃止などを含め、地方交付税の制度改善を国に働きかけるよう求めます。同時に、この返済は国が責任を負うべきものです。臨時財政対策債を除けば、市債残高は大きく減少しており、これをもって基金をどんどん積み上げる新たな理由にすべきではありません。

全日本民主医療連合会の調査では、2014年度に国保料を払えず無保険状態になるなど、経済的理由で受診がおくれ、病状を悪化させ、死亡した人が少なくとも全国で56人を上回ると調査結果を発表し、貧困のため医療を受けられない人々の存在を浮き彫りにしました。日本共産党市議団は、こうした貧困による医療からの排除を防止することで、貧困の連鎖を断ち切るために、18歳以下の医療費無料化、高齢者の医療費の半額助成を提案しています。市は現在拒否をされていますが、市民の暮らしの実態から、その実現が緊急に求められます。

それでは、一般会計のその他の施策について申し上げます。

中央公民館耐震補強工事、小中学校外壁改修工事、防災備蓄庫の設置などの防災施策、ちょこバスの車両購入、停留所のベンチ設置、高齢者見守りぼっくす しんぼりの開設、上仲原公園の便器取りかえなどの高齢者からの要求、総合福祉センターの建設、市道第1号線ほかの歩道の改良、民間保育園の大幅定員増と一時保育などの保育内容の充実、学童保育所の土曜の開所時間の延長など、子ども・子育て政策の支援、また新学校給

食センターの建設、立野東公園などの防球ネットの設置工事、平和文集総集編の発行や平和首長国内会議の参加、45年ぶりの大雪による農家等の被害対策など、我が党が質問などでも取り上げてきた施策が、この26年度で実現をしたことを歓迎いたします。とりわけ玉川上水保育園の開設は、当初の計画になかったにもかかわらず、必要性に鑑み、開発業者とも交渉し、玉川上水集会所とあわせて開園に踏み切ったことを大いに評価します。富くじセールの補助、街路灯の補助など、商店会の支援、産業振興連絡調整会議の開催を評価いたします。議会のネット映像配信の実施を評価いたします。認可保育園の新設、増設を軸に、待機児解消の努力を引き続き求めます。小中学校の非構造部材の耐震化と特別教室の冷房化の推進を求めます。有料化によらぬ家庭ごみ減量策の推進、航空機騒音の調査と関係省庁への対策、警視庁グラウンド工事に伴う市民の利用制限が最小限になるようそれぞれ求めます。

日本共産党市議団は、市民が切実に必要としている特養ホーム、老健施設、認可保育園、学童保育などの福祉施設や健康増進に寄与するスポーツ施設の整備に当たり、遊休国有地、都有地の活用をすることで、抜本的に整備を進めていくことを提案してきました。東京都もこの方法で整備を進めていこうとしています。市がこれに見合った整備計画を進めていくことを求めます。

次に、特別会計です。

国保特別会計では、高過ぎて払い切れない国保税の制度を改善するよう国に働きかけることを求めるとともに、2億5,000万円の値上げはもとに戻すべきです。独自減免の拡充、積極的な勸奨を求めます。また国保税の未納者への接触機会の確保を理由に、窓口に来た者にしか保険証の交付を行わないというのは、医療を受ける権利を侵害することにつながる。憲法14条、また25条に違反するやり方です。厚生労働省も通達を出して、郵送による交付を求めています。通達を遵守し、直ちに保険証を交付するよう求めます。

下水道特別会計では、消費税増税分の負担増を使用料に転嫁したことに反対です。

介護保険特別会計では、高過ぎる保険料を支払えず、ペナルティーの3割負担の適用により、一層必要なサービスが受けられなくなるという可罰的な制度は、直ちに廃止すべきです。家族任せの介護から、介護を受ける権利の行使をうたって導入された介護保険が、保険あって介護なしに形骸化されないよう、今後の努力を求めます。

後期高齢者医療特別会計では、26年度に2年に一度の保険料値上げが行われました。高い負担と年齢による医療差別に反対し、制度の廃止を求めます。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 公明党の佐竹康彦です。私は、公明党を代表して、平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成26年度は、尾崎市長の1期4年の任期の最後の年でありました。尾崎市政1期目の集大成となる節目の年として、その政治姿勢が鮮明となる1年とされたのではないかと推察いたします。

国政を見ますと、私ども公明党が連立の一翼を担って誕生した政権の実質的に2年目となる年度であり、多くの変化が見られた年でした。

経済では、デフレ脱却と経済再生を目標に掲げ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する

成長戦略という、いわゆる三本の矢の推進により、景気は緩やかな回復基調が続きました。一つの指標として、平成26年4月1日の日経平均株価は1万4,791円であったものが、平成27年3月31日は1万9,206円となり、経済全体の発展に明るい傾向があらわれてきました。ただ、年度の前半には、消費税の税率が引き上げられたことによる個人消費の鈍化が見られたため、庶民が景気回復とその恩恵とを実感するまでには至らず、平成26年12月に政府は、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を取りまとめ実行に移しました。

社会動向を見ますと、出生数の減少と死亡数の増加による全体的な人口減少が続き、高齢化率は上昇し、少子高齢社会のさらなる進展をいたしました。また広島県の豪雨災害や御嶽山の噴火など、自然災害の脅威を改めて感じる年でもありました。犠牲者の方には、改めて哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様には心からのお見舞いを申し上げます。東日本大震災からの復興も道半ばです。全ての被災者に心を寄せながら、ともに希望ある未来を目指して前進していきたいと思っております。

こうした国全体の動向を注視しながら、地方自治体の目的である住民福祉の増進をいかに図っていくか、多くの課題を抱えながらの厳しい市政運営であったかと思っております。

さて、一般会計では、実質収支額は12億29万6,000円の黒字、単年度収支額は1億2,756万9,000円の赤字となりました。5特別会計を含めた実質収支額は17億6,981万円の黒字、単年度収支額は8,632万円の黒字でした。おおむね健全な財政運営となったものと思っております。

その中で、財政調整基金については21億6,916万円で前年度比4.1%の増額、また施設整備等基金は12億3,629万円で前年度比65.7%の増額となりました。将来の公共施設の整備など大きな財政出動のために、これだけの積み立てがなされたことを評価いたします。

市債の状況については、期末残高が299億7,401万円で全体として、前年度と比較し1億5,262万円の減少となっております。着実な償還を進めていただいていると評価します。

なお、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率については91.1%と前年度より1ポイントの上昇となりました。人件費については、前年度よりさらにその比率を抑えてはおりますが、扶助費や物件費の上昇により、90%の目標を超える形となりました。第4次行政改革大綱に定められた平成28年度まで市が目標とする経常収支比率90%の達成は、今後ますます困難な課題となっていくであろうと思っておりますが、諦めることなく、民間活力の導入や事業の見直しを通じ、さらなる人件費の抑制を図るなど、あらゆる方策を検討し、健全な財政運営に努めていただくことを要望します。

さて、一般会計ですが、まず歳入について申し上げます。

市税は、個人が50億9,240万9,141円、法人が5億7,418万1,573円など前年度比1.8%の増となっております。緩やかながらも景気回復の影響があらわれてきているものと判断いたします。平成26年度は徴税業務にも積極的に取り組んでいただき、収納率においては前年度95.5%から26年度96.1%へと上昇し、不納欠損額・収入未済額の改善が見られたことを評価いたします。引き続き、市民への丁寧な対応を重ねながらの御努力をお願いいたします。

また利子割交付金、配当交付金、株式等譲渡所得割交付金は、景気好転を受けてそれぞれ収入増となりました。今後さらなる国の景気対策により、その成果が市の歳入に反映されることを期待します。

市債については、臨時財政対策債が15億3,142万円の起債と前年度よりも1億円ほど少なくなりました。土木債は9,700万円、教育債は耐震化の推進のために2億380万円の起債となりました。住民生活の維持・発展、

福祉の増進のために必要な額についてはこれを了としますが、適正かつ慎重な運用を心がけていただくようお願いいたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費では、平成26年度第3回定例会から、インターネットでの映像配信がスタートをいたしました。市民へ開かれた議会としての重要な事業であると認識しております。公明党は、時代の要請に応え得る議会改革がさらに進むよう努めてまいりたいと思います。

総務費では、人事管理事務事業では、都人事院勧告を踏まえつつ、人件費の抑制に努めていただいたと判断いたします。引き続き健全な財政運営に資するよう継続的な努力をお願いいたします。

広報活動事業では、開かれた市政を進めるための情報提供に努めていただきました。市報については、全市民に市の情報が行き渡るよう全戸配布の検討を進めていただくことを要望いたします。また災害時の市民への迅速な情報提供サービスを図るため、体制整備に御尽力ください。

企画業務では、公共施設最適化に関する計画策定を進めていただきました。これからの市政運営に重要な計画となります。十全なる計画策定を要望します。

平和事業では、第10回となる平和市民のつどいを開催し、平和文集の総集編も作成されました。震災建造物の残る東大和市から、平和を発信していく重要性を確認し、引き続き事業の発展をお願いします。

行政改革推進業務では、行政評価制度の推進が図られ、外部政策評価の導入も進み、市民協働の指針を策定されました。一定の進展が見られたことを評価いたします。

市民会館運営事業では、新しい指定管理者のもとでの事業が展開されました。市民文化の向上に資する事業展開を望みます。

徴収事務事業では、市税の確実な収入や収入未済額の減少に御尽力いただきました。特にコンビニ収納やモバイルレジの効果が顕著でした。市政の基盤となる重要な業務として、引き続き市民の理解と納得を得ての事業展開に御努力いただくようお願いいたします。

防犯対策事業費では、引き続き青色パトロールなどによる子供の見守りに力を入れていただいたことを評価いたします。

民生費では、民間保育園運営委託・補助事業では、民間保育園の施設整備を進め、都内屈指の待機児童数減少をなし遂げることができました。高く評価をいたします。また一時保育事業では、民間保育園3園での一時預かり事業がスタートいたしました。保育サービスの充実が図られたものと評価をいたします。保育に関するさまざまな事業のさらなる充実をお願いします。

学童保育所運営事業では、定員の弾力的運用で待機児童の減少に御努力いただきました。またランドセル来館事業も推進していただきました。児童の健全育成のため、引き続きこの事業の充実を図られることを望みます。

高齢者見守りぼっくす事業では、26年度4月に市内2カ所目となる、高齢者見守りぼっくす しんぼりが開設をされました。高齢者の暮らしを守る重要な事業であると認識しています。引き続き力を入れて進めていただくよう要望いたします。

やまとあけぼの学園運営事業では、発達につまずきのある児童のための重要な責務を担っておられます。施設の充実や民間活力の導入などを含め、全ての子供たちの健全なる育成に御努力いただくようお願いいたします。

生活困窮者自立促進支援モデル事業では、東大和市くらし・しごと応援センター そえるを設置し、他自治体に先駆けて、自立促進のための就労相談に努めていただきました。市民に広く周知され、十全なる活用がなされるよう期待いたします。

衛生費では、母子保健事業では、新生児訪問や年齢ごとの各健診等で乳幼児の健全育成・健康増進に努めていただきました。発達障害の早期発見や虐待の有無などに十分に注意を払いながら、事業の推進をお願いいたします。

成人保健事業では、公明党が強力に推進をしてきた胃がんリスク検査を初めとした各種がん検診等、市民の健康を守るための施策の推進に努めていただいたことを評価いたします。特に胃がんリスク検査については、受診された640人中123人に何らかの異常が見つかるなど、胃がんの予防に大きな成果を上げております。市においては、策定された健康増進計画の進行に御尽力いただくとともに、市民の自発的な健康増進の行動を促すべく、健康ポイントの導入へ向けて積極的な検討を要望いたします。

清掃管理事務事業では、26年10月より家庭廃棄物収集の有料化がスタートをし、戸別収集を行われるなど新たな事業展開がなされました。おおむね大きな混乱などなく順調にスタートし、減量効果と集積所をめぐるトラブルの解消などメリットが出てきたことを評価します。しかし一方で、介護を受けている高齢者の方のごみ出し、いまだに続く不法投棄など種々の課題もあります。ごみ減量のさらなる推進とともに、これらの課題解決に向けて御尽力いただくようお願いいたします。

3市共同資源化事業につきましては、いまだ地域住民の理解も合意も得られておりません。施設の必要性や民間とのコスト比較など合理的な説明がなされていない状況においては、このまま推し進めるべきではないと考えます。

商工費では、商工振興対策事業では、創業支援事業を開始するなど積極的な産業振興の姿勢が見られることを評価いたします。商工会や中小企業大学校との連携をさらに深めながら、地域経済発展のために行政の役割を十全に果たされていくことを要望いたします。

観光推進事業では、うまかんべえ〜祭を初めとした各種イベントの開催や観光講座、宣伝事業など前年度を超える事業展開がなされました。市の魅力を内外に発信し、自治体間競争において負けない事業展開を望みます。

土木費については、道路管理事業では、生活インフラの維持・整備に努めていただきました。特に溢水対策に資する事業に力を傾注していただいたことと推察します。交通事故や自然災害等から市民生活を守るための安全確保に欠かせない土木事業のさらなる充実を望みます。

市内道路改良事業では、東大和市橋梁長寿命化修繕計画策定が委託をされ、また東大和市道道路ストック総点検報告書作成委託がなされました。計画的なインフラの整備の重要性は論をまちません。市がこうした委託をなされて事業を進めたことは、我が党が推進をしております「防災・減災ニューディール政策」とも軌を一にする事業です。引き続き、市民の生命と財産を守る公共インフラの整備点検を推し進めていかれることをお願いいたします。

コミュニティバス運行事業では、新たなルートでの運行が開始をいたしました。その効果の検証を怠らずに、市民の足としてより利用される事業展開を望みます。あわせて公共交通空白地域の市民の足をいかに確保していくか、コミュニティタクシーやオンデマンド交通など、さまざまな事例研究を継続し、検討されていくことを要望します。

消防費では、災害対策事業ではさらに多くの団体と協定を結び協力体制を強化するとともに、施設整備、災害出動、備蓄品の充実等に努めていただいたことを評価いたします。特に26年度も、東大和防災フェスタ2015を開催し、東日本大震災の教訓を忘れず、防災意識の啓発向上に力を入れていただいたことを高く評価します。自助・共助・公助のそれぞれが災害対策では重要です。自治会や自主防災組織としっかりと連携をとり、情報共有もしながら、引き続き十全なる防災体制の構築と災害対策に力を尽くすことを要望します。

教育費では、教育指導管理事務事業並びに教育センター運営事業では、少人数学習指導員・学校図書館指導員・スクールカウンセラーの配置に御尽力いただいたことを高く評価します。特にスクールカウンセラーについては、児童・生徒及び教職員のメンタルサポートが重要な柱であり、いじめ撲滅のための大きな役割を担っています。気軽に相談できる環境づくりが事業を推進する上で欠かせない視点だと認識しています。基礎学力の向上、不登校対策、いじめ撲滅など教育現場における課題は山積をしておりますが、真如教育長のリーダーシップのもと確固たる成果が見られるよう、教育委員会のお取り組みをお願いいたします。

中央公民館事業では、各種講座やサークル活動、市民大学を通して生涯学習の推進がなされました。あわせて保育付き講座におけるゼロ歳児保育が試行され、好評を得たことを高く評価いたします。学ぶ機会の公平性の確保にこれからも努めていただくようお願いいたします。

中央図書館事業では、立川市との共同利用事業開始へ向け諸準備を進めなど住民サービスの向上に努めたことを評価いたします。さらなる住民ニーズの充足に向けて、開館日・開館時間の増加、学習スペースの確保、より質の高い選書作業などに努めていただくよう要望します。また、東大和市子ども読書活動推進計画も着実に進めていただいております。検討項目について、進展が図られることを求めます。

スポーツ振興事業では、多摩湖駅伝大会や市民体育大会など各種の事業に御尽力いただきましたことを評価いたします。一方で、市民からはスポーツに親しむための場所の確保や設備の充実などの要望がございます。都有地・国有地の利活用を初め、桜が丘市民広場や学校への夜間照明の設置や既存施設の整備など、課題解決へ向けて積極的な取り組みがなされるよう要望いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

歳入については、被保険者数の減少により、国民健康保険税の収入済額が20億1,794万7,481円と前年度よりも8,331万円、4.0%の減少が見られました。こうした歳入減の中で収納率向上に努められ、不納欠損額が減少したことを高く評価します。一般会計からの繰入金金は前年度比22.4%、2億1,200万5,872円増の11億6,036万6,996円となりました。市民の健康を守る重要性に鑑み、今後とも健全な財政運営を心がけられるよう求めます。

歳出では、特に保健衛生諸事業においては、公明党が強力に推進をしてきたレセプトデータを活用した医療費の分析と糖尿病等重症化予防プログラムを初めとした各種施策が、他自治体に先駆けて推進されたことを高く評価いたします。これらの事業においては、平成25年度からの3カ年の医療費削減効果額の想定について、今定例会での我が党の議員の一般質問で明らかにされ、目標1億8,000万円に対し、2億3,273万円の効果額が見込まれております。これは大きな事業効果です。今後とも他自治体の模範となる事業展開を望みます。特定健康診査等事業においては、受診率向上への取り組みを評価するとともに、引き続き御努力をいただき、市民の健康を守り、いち早く体調の異変に気づき重症化を未然に防いでいく事業の推進をお願いいたします。

次に、下水道特別会計について申し上げます。

市債等の動向を注視しつつ健全な財政運営に努めながら、市内各地域の水害対策に努められたことを評価い

たします。今後とも空堀川や奈良橋川の河川改修を着実に進めていくとともに、市民の安心を確保できる積極的な溢水対策を進められるよう要望いたします。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

当該事業の進展により、区画整理や道路整備も着実に実現しております。引き続き事業遂行へ御努力いただくようお願いいたします。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

歳入・歳出とも伸びを見せる中、介護サービス事業の円滑なる運営と提供に御努力いただいていることを評価いたします。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業において、高齢者ほっと支援センターを中心にしての地域ケア会議の開催や相談協力員体制の充実、また医療介護連携事業などが行われました。平成29年4月の開始を目指して、現在、地域包括ケアシステムの構築に全力を挙げていただいております。住みなれた地域で安心して介護サービスが得られるよう、予防事業も含めた全てのサービスのさらなる充実を求めます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

26年度は実質収支は黒字決算でした。今後さらなる被保険者の増加が見込まれる中で、後期高齢者の方への医療サービスが損なわれないよう、関係各団体と連携し、健全なる事業運営へ力を入れていただくようお願いいたします。

市長は本年4月に2期目の当選を果たされ、さらなる決意を持って、困難を伴いつつ東大和市の経営に当たられていることと思います。企業人がそのリーダーシップを発揮しゆく重要性を説いた言葉に、「事業を左右せよ、事業に左右されるな」というものがあります。この言葉どおりに、市長におかれましては自治体経営のトップとして、1期目以上に事業を左右しゆく強力なリーダーシップを発揮されて、特に力を入れておられる、子育てしやすいまちづくりをぜひとも大きく前進させていただくとともに、各福祉事業の推進、行政サービスの効率化や公共施設の最適化、防災対策のさらなる強化等、山積する諸課題に果敢に挑んでいただくことを期待します。

私ども公明党も、市民の声と真摯に向き合いつつ、建設的な政策提言を心がけ、二代表制の一翼を担う議員としての職責を十全に果たしゆく決意を申し述べさせていただきます、討論を終了いたします。

〔16番 佐竹康彦君 降壇〕

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、自由民主党を代表し、賛成の立場で討論を行います。

一般会計の状況ですが、実質収支が12億29万6,301円の黒字と財政調整基金への積み立ても8億円弱、基金全体でも48億円を超えました。公共施設等の更新などによる将来におけるさまざまな財政負担を考えれば、市民サービスを低下させることなく、毎年の積み立てができるように市長部局の取り組みをよろしく願いいたします。今年度も大変に評価させていただいております。

次に、歳入におきましては、日々徴税努力をされてる職員の皆さん、また勤務姿勢にもいつも感心させられております。徴税に関する将来の危機意識を持ちながら、引き続きの取り組みをどうぞよろしくお願いいたします。

歳出についてですが、会派から監査委員会を出ささせていただいておりますので、審査意見書等も出ささせていただいておりますので、余り今回は詳細には触れませんが、環境意識の向上と排出者責任の意識向上にもつなが

る家庭廃棄物の有料化の実施、住みなれた地域で安心して生活をしてもらうための高齢者見守りぼっくすの開設、子育てするなら日本一を目指す取り組みの一環としての待機児童対策になる新規保育園の開設と既存保育園の定員増、小さなお子様と一緒に安心して外出できる環境づくりにつながる赤ちゃん・ふらっとの整備、将来的な医療費抑制と市民の健康維持、向上につながる胃がんリスク検査定員拡大と健康カレンダーの配布、市民の防災意識向上につながる防災モデル事業の充実、国際交流体験を経験させ、将来の成長と英語力の向上につながるアメリカン・サマーキャンプ事業など、さまざまな施策の実施と充実に関し、理事者及び職員の皆様の日々の努力には心より敬意を表さしていただきたいと思います。

今回は、最後になりますが、地方創生時代と言われる中で年齢に関係なく職員の皆さんの東大和市に対する将来の展望、デザインをいかに描けることができるか、また少子高齢化が進む中における少子施策での柱である日本一子育てしやすいまちづくりの実現のため、魅力ある東大和市の実現により、既存の住民の流出を防止していくにはさまざまなアイデアが必要です。今後とも尾崎市長のリーダーシップを余すところなく発揮していただくに当たっての環境づくりには、自由民主党は尾崎保夫市長をしっかりとお支えし、尾崎市長とともに魅力ある東大和市の実現のために汗をかかさしていただきますこととお約束申し上げさせていただきます、26年度の決算における自由民主党の賛成討論とさせていただきます。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[6番 大后治雄君 登壇]

○6番(大后治雄君) 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表して、平成26年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回の決算には、中央公民館を初めとする公共施設の耐震化、家庭廃棄物の減量施策の推進、保育に係る待機児童の解消など、持続可能な市政の実現に向けての模索が認められます。そのほか細かく申し上げれば、議会本会議のインターネット映像配信の実施、うまべえの商標登録を初めとする観光施策の充実、高齢者見守りぼっくすの増設、災害対策用マンホールトイレの整備なども評価するものであります。

財政面に関しましては、前年度に比べ市税収入額は増加しており、努力の跡が見受けられますが、財源における構成比においては減少しており、内容と状況の分析が必要と考えます。経常収支比率も前年度1.0ポイント上回っており、当面の目標値である90.0%以内に向けた取り組みの継続も必要であります。

監査委員審査意見書にもあるとおり、改革なくして行政機能の持続性は守れず、残された時間は少ないのであります。魅力あるまちづくりを進め、適者生存にかなうさらなる努力を求め討論といたします。

[6番 大后治雄君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。やまとみどりを代表して、平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

まず歳入につきましては、収納率の向上が見られたことに対し評価をさせていただきます。また不納欠損額の減少も見られました。特にこの不納欠損額の減少は、歳入において収納率の向上とともに重要な要件です。これに関しては、決算特別委員会の質疑において、市職員が納税相談などを通して市民の皆様に対し丁寧な徴税を努力しているという答弁から、平素より徴税努力を重ねている市職員の努力がかいま見られ、これに対し心より敬意を表する次第であります。

次に、歳出につきましては、全体として昨年の黒字決算が今年度も続き、実質収支は12億円余りとなり、健全な財政状況であると評価をさせていただきます。公債費もほぼ前年度と同水準にあり、この点も評価すべき点であると考えます。しかし、今年度以降、開始いたしました市役所庁舎の耐震化工事や新給食センターの新築工事などを初め大規模な予算措置が必要な時期にきています。こうした箱物と呼ばれる公共施設を初めとするインフラ整備に関しては、一度に市民の負担にならないような政策が不可欠です。次年度以降もこうした状況を踏まえ、適正な施策を望むものであります。

歳出について何点か指摘をさせていただきたいと思います。

高齢者に対する施策の中で、既にその意義が失われている、もしくは行政がわざわざやらなくても民間に委託したほうがコストやサービスの面でも充実している事業が見受けられました。高齢者食事サービス事業、高齢者入院見舞金支給事業などは、市民から選ばれた委員で構成する外部評価会議においても、その効果や公平性に関しても疑問視され、廃止、縮小の提言を受けております。高齢者慶祝事業についても、高齢化率が高まる中、その意義も薄れつつあり、事業全体の見直しの時期にきています。これまで長年続けてきた事業を廃止したり、縮小したりするのは、市職員のみならず、その事業を利用している関係者にとっては少なからず影響を及ぼす可能性があることは否定いたしません。市職員がみずから携わる当該事業の廃止を提言することに対し、ちゅうちょする気持ちがあるということもある程度は理解のできるところです。しかし限られた税収を適切な事業に効果的に再配分することは、行政の大きな責任でもありますし、それをチェックすることも私たち議会の大きな責任でもあります。私たちは、この重大な責任をしっかりと果たしていかなければなりません。

次に、ごみ政策の中で、昨年からはじめた有料化により、確実にごみの総数量の減少が見られます。ごみの減量化だけではなく、資源の有効な利用を促進するため、どのようなビジョンを市民に示していくことで総合的なごみ政策が実現されると考えます。リデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進していくのは当然のことではありますが、すぐにごみになってしまうものは買わないというリフューズも含めた4Rを市民全体に根づかせていくことが必要です。その中で大切なのは全体最適ということです。リサイクルには、向いているものとそうでないもの、現時点でコストがかかるものとそうでないものをしっかりと見分けることが重要です。前段で述べましたように、今後インフラ整備に多額の費用がかかることが予想されている東大和市の財政状況を鑑みると、桜が丘に建設予定である廃プラ処理施設に関しては、その建設、維持管理のコストの面からも不適切であると考え、廃止、凍結を決断すべきです。

次に、図書館事業につきましては、これまでも開館日を多くすることや開館時間の延長、学習スペースの確保などを要望してまいりました。これは昨年度の決算討論でも述べさせていただいた内容と全く同じであります。現状では不十分であるとの認識は市でもありながら、残念なことにその実現には至っておりません。図書館の目的は日々変わってきており、全国ではさまざまな図書館が展開されてきています。もちろん図書館法を初めとするさまざまな規則や、これまでの歴史的な経緯を尊重すること、これ自体は否定いたしません。現在の市民のニーズに合った形でサービスを提供することに関しては、積極的に変更していく時期にきています。特に中高生が自由に使える学習スペースすら用意できなくて、学力向上を子供たちに求めるのは、私たち大人の責任放棄ととられても仕方がありません。

以上、各論について幾つか指摘させていただきましたが、今回の決算に関してはおおむね適正であると判断させていただきます。賛成討論を終了させていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 4番、実川圭子です。平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算及び5特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

決算特別委員会に先立ち、私の所属する生活者ネットワークの近隣市の議員と勉強会をした際、当市の行政報告書の情報量が多く、非常によくまとまっているとよい評価を受けました。一方、以前から求めています財政白書については、開かれた市政運営を目指す市長にはぜひ作成していただきたいと考えます。数値を経年の分析することや、近隣他市と比較することで、当市の財政状況を客観的に分析することができると考えます。以前、実施報告書の後半にある程度の情報は載せていると御答弁いただきました。それをさらに発展させて、ぜひ財政白書を作成するよう求めます。

また今委員会の中で、商工会に出された新・元気を出せ商店街等事業への助成について資料をいただきました。この助成金以外でも、さまざまな補助金や助成金を市内団体に出しています。この補助金についても、以前、補助の根拠となる規約や要綱などは何か、補助額は幾らで決算額は幾らか、補助率や財源内訳、事業内容などしっかりとチェックできるような一覧を作成し、公表するよう求めました。他市ではホームページに公開をしているところもありますので、そのようなものを参考に公開していくことを求めます。

次に、私は今回の決算特別委員会の中で、数値などが適正なのか特にチェックをさせていただきました。妊婦健診の割合については、現状に近い数値を工夫するべきです。児童虐待については、一覧表に継続の人数の記載を求めます。学童保育所については、利用者の実態を把握することで必要な対策も立てられるようになります。子育て施策については、大人への支援とセットで子供への支援も検討をお願いいたします。臨時財政対策債を限度額まで借り続けていくことについては、残金を基金に積み増ししていくことはできますが、年度末残高がふえ続けています。将来に負担を残さないためにも、臨時財政対策債の借り入れは少しずつ現実に見合った額にしていくことを求めます。

市長、1期4年目の決算は、前市長の積み残していた新学校給食センター、(仮称)総合福祉センター、公共施設の耐震工事など大きな工事が動き出しました。また、ごみの有料化なども実現してきました。子育て環境の充実も少しずつですが図られてきました。市民との協働については、もう少し広がりを持てるような施策を期待します。国や都の政策による事業が多い中、市の独自事業を発展させていくことは、財政上、厳しいとは思いますが、創意工夫と市民の力とともに活気のあるまちをつくっていくことを求め、賛成討論といたします。

[4 番 実川圭子君 降壇]

[15番 和地仁美君 登壇]

○15番(和地仁美君) 議席番号15番、和地仁美です。平成26年度東大和市一般会計決算ほか5特別会計決算に賛成の立場で討論を行います。

平成26年度は、尾崎市政1期目の最終年度であり、その決算内容にも尾崎市長らしさが見られました。まず家庭廃棄物の有料化と戸別収集をスタートさせたことは、ごみの削減を促したとともに、今の時代に合った受益負担の考えを実現化させ、大いに評価できることです。さらにこの事業については、市職員の皆様の御努力と準備により、当初想定していたよりもトラブルも少なく、スムーズにスタートさせられたことも、市民の理解を得るのに大いに寄与したと考えます。さらには高齢者の見守り強化、保育園の新たな開設などによる待機児童の解消に向けた取り組み、市民の健康を維持、向上させるための健康カレンダーの全戸配布などの施策

の実施、学校の耐震化の推進、中央公民館の耐震化、そして中学生のアメリカン・サマーキャンプの実施など、新たな取り組みは、未来を担う子供、子育て世代、高齢者とあらゆる世代の市民ニーズの実現化に積極的に取り組んだ東大和市政の変化を感じさせるものでした。このような機を逃さず、以前よりも積極的な姿勢で新規事業にも取り組めたことは、尾崎市長の4年間で市内に醸成した前向きに挑戦するムードのたまものとも受けとめています。

また、今後控えているさまざまな大事業に備え、当該年度でも基金の積み増しをし、最も重要な実質収支では黒字で決算を迎えた一方で、一定の期間を置いて赤字になることが健全とされる単年度収支においては、平成23年度、24年度、25年度と黒字になっていたところを、当該年度では赤字、これは行政水準を上げ、市民にバランスよく還元したあらわれだと理解しています。

しかし、平成26年度の決算内容を細かく見ると、前時代的な事業、流れの中で疑問を持たずに続けている前例踏襲的なものも見受けられます。また開かれた市政を目指す尾崎市政という観点から行政報告書を見た場合、内容が工夫された点はあったにせよ、まだ詳細を開示したほうがよいと思う点もありました。

今後はよい意味での自己否定、すなわち今までの慣習を見直す取り組みをさらに推し進め、物事の本質を再度見きわめ、広い視野のもと時代の変化を捉えた市民の納得を得られる行財政の実現をさらに推し進めていかれることを要望し、討論いたします。

[15番 和地仁美君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第46号議案 平成26年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第47号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第48号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

第49号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第50号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第51号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。
よって、本案を認定と決します。

日程第12 議第3号議案 非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第12 議第3号議案 非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 非婚のひとり親世帯にも寡婦（寡夫）控除の適用を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 議第4号議案 地方財源の拡充に関する意見書

○議長（関田正民君） 日程第13 議第4号議案 地方財源の拡充に関する意見書、本案を議題に供します。

本案は全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第4号議案 地方財源の拡充に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第14 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第15 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第15 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時22分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 上 林 真 佐 恵

署 名 議 員 和 地 仁 美